

事務局長	係 長	係

第1回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月21日（火）午前9時30分～午前10：50

2. 開催場所 大町町役場 2階 第1委員会室

3. 出席者 （10名）

委員	山下 博之	農地利用最適化推進委員	北島 良孝
委員	中島 英昭	農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
委員	竹下 砂男	農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
委員	永尾 敏行		
委員	吉村 尚子		
委員	竹下 砂男		
委員	副島 建三		

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1【選挙第1号】 会長の互選について

【選挙第2号】 副会長の互選について

・その他

①農地利用最適化推進委員の委嘱について

②農業委員会の業務について

6. 農業委員会事務局

事務局長	古賀 九州男
係 長	高田 匡樹
主 査	野村 有加里

7. 会議の内容

事務局長 おはようございます。ただ今から令和8年第1回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

事務局長 協議に入る前に、職員の紹介、また農業委員、農地利用最適化推進委員の方の紹介をいたします。

【職員、委員、農地利用最適化推進委員の紹介】

事務局長 それでは、早速協議に入りたいと思いますが、その前に総会の議長を選出する必要がある場合がございます。会長が決まるまで臨時議長を立てる必要がありますが選出はいかがいたしましょうか。地方自治法第107条により議長が選出されるまでの間、臨時議長をたてる必要がある場合は年長者が議長を行うとありますので■■委員にお願いしてよいでしょうか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ただ今、ご紹介を受けました■■でございます。会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いします。では、会長の互選について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは協議の方に入りたいと思います。選挙第1号「会長の互選について」です。会長の互選の方法につきましては、二通りございます。一つ目は委員の皆様による無記名での投票、二つ目は指名推薦により決定する方法となります。まず、どちらの方法で決定するのかをご協議のうえ、決めていただきたいと思います。

臨時議長 ただ今説明がありましたが、会長の互選は、投票で行うか、指名推薦で行うのか、皆様のご意見をお伺いします。

武村委員 指名推薦ではどうでしょうか。

臨時議長 ただ今、指名推薦という意見が出ましたがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 それでは、異議なしということで指名推薦の方法で互選するこ

とに決定いたしました。

事務局長 指名推薦の方法については、指名推薦委員会を設置するか、ここで、ご指名いただくか、どうでしょうか。

中島委員 指名で良いかと思います。

武村委員 元農業委員であり理事等の経験が豊富な■■■■委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

【委員間で協議】

永尾委員 わかりました。では、私がさせていただきます。

臨時議長 ありがとうございます。先ほど■■■■委員より了解の旨ありました。他に意見がありましたらお願いします。

(他に意見なし)

臨時議長 他にありませんので、皆さんの挙手をもって採決いたします。■■■■委員が会長に就任することに対し、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

臨時議長 皆さん賛成のようですので、■■■■委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長が決定されましたので、臨時議長を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

新議長 引き続き3年間、宜しくお願いします。

事務局長 会長が決まりましたので、続きまして、副会長、職務代理者の決定となります。こちら互選をするか会長がどなたか指名推薦をするケースが多かつたんですがその様な形でよいか協議のほうをお願いします。

新議長 どなたかいらっしゃいますか。こちらから指名をしても宜しいでしょうか。

新議長 ■■委員いかがでしょうか。

中島委員 私は■■の方、■■委員にと思いますが。

新議長 近隣の町では会長が■■の時は、■■委員が副会長をされています。今は■■の時代でもありますので■■委員にお願いしたいのですが、皆さんどうでしょうか。

(異議なしの声あり)

新議長 皆さんの挙手をもって採決いたします。■■委員が副会長に推薦されましたので副会長に就任することに対し、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

事務局長 皆さん賛成のようですので、■■委員に副会長をお願いしたいと思います。次に、委員の議席番号を決めたいと思います。

ただ今、会長と副会長が決定し、1番が■■■■会長、2番が■■副会長となりますが、それ以降の番号をどうするかということですね。前は、まず農業委員の経験回数、次に年齢順ということで番号が付けられていたようですが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議のなし声あり)

事務局長 では、そういう形を取らせていただきたいと思います。それでは、1番■■委員、2番■■委員、3番■■委員、4番■■委員、5番■■委員、6番■■委員、7番■■委員の順番でお願いいたします。また、その他に入る前に農地利用最適化推進委員に関しましては、農業委員会会長より委嘱することとなっており、新会長が決定したため、これより委嘱状の作成を行います。ですので、10分休憩を設けたいと思います。

新議長 ここで一度休憩に入ります。

【10分間 休憩】

新議長 それでは再開いたします。

事務局よりその他①農地利用最適化推進委員の委嘱について説明をお願いします。

事務局長 それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱についてということで、名前を読み上げますので会長の横までお願いします。

事務局長 **【農地利用最適化推進委員 3 名へ委嘱状 交付】**
農地利用最適化推進委員の席順ですが農業委員にならない経験年数、年齢順でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

事務局長 ありがとうございます。
では、続きましてその他②農業委員会の業務について説明いたします。

北島最適化委 農業委員と農地利用最適化委員を分ける様になった訳を説明して下さい。

事務局長 以前、農地利用最適化推進委員の職はなく全員農業委員でした。大町町では最後の年が 6 名互選で 4 名が議会、共済組合、土地改良、農協 4 団体からの推薦となり合わせて 10 名の農業委員がいましたが、平成 21 年に農地法改正がありまして耕作放棄地防止、新規就農者の確保等などそれまでの農地法業務以外業務が増えたため、その業務を主にして頂く方々、農地利用最適化推進委員の役職がつきました。なお、耕作放棄地がない、農地の集約率が高い市町には、農地最適化推進委員は設置しなくてもよいとなります。推進員を置く場合は 100 丁辺りに 1 名となり大町町は、台帳状農地が 300 丁くらいとなりますので 3 人位必要となり、平坦部を、大字大町・大字福母・中山間と三地区としてわけて推進委員の設置をしています。推進委員は農業委員に意見を述べる事が出来る、農業委員は推進員に意見を求める事ができるとなりますので、大町町は総会には全員参加をして頂き意見の共有、情報交換をして頂こうと農業委員 7 名、推進委員 3 名合わせて 10 名、総会に参加をしていただいています。但し協議には入っていただきますが、議案の議決権が推進員にはありません。農地パトロール等は、担当地区一緒に現地を確認して総会の時に状況を共有しております。

北島推進 議決権がないとゆうことですね。

事務局長

それでは、農業委員会で行う審議案件等についての業務内容を説明いたします。

高田係長

【別添資料に基づいて、農業委員会の業務等について説明】
次回の総会に印鑑、通帳をご持参ください。

年金部長の選出ですが、■■委員にお願いをしたいと思います。

なお、今回の総会の議事録署名人については、番号が決まりましたので、■番■■委員、■番委員■■委員にお願いします。

ありがとうございました。他に何かございませんか。

新議長

(質問・意見なし)

副会長

他になればこれで終わりたいと思いますので閉会をお願いします。

では、これをもちまして第1回大町町農業委員会総会を閉会いたします。

次回農業委員会は8月4日(火) 9:00に開催します。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員